

令和2年 No41

○国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年7月16日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和2年規則第20号

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成16年規則第29号）の一部において、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。



〔省略〕

附 則

この規則は、令和2年7月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

〔省略〕